

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年 4 月27日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】	0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	J P Mエマージング株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	4,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年10月27日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（４）発行（売出）価格

< 訂正前 >

（略）

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

< 訂正後 >

（略）

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

（６）申込単位

< 訂正前 >

（略）

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

（以下略）

< 訂正後 >

（略）

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

（以下略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）ファンドの目的及び基本的性格

（イ）ファンドの目的

< 訂正前 >

当ファンドは、新興国*1の株式等を実質的な主要投資対象として運用*2を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

*1（略）

*2 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一(マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。)のものをいいます。

* 3 (略)



中南米：

ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー

欧州：

チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、ギリシャ

アジア：

中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ

中東・アフリカ：

エジプト、南アフリカ、カタール、アラブ首長国連邦

M S C I エマージング・マーケット・インデックスの構成国(平成26年7月末現在)

<訂正後>

当ファンドは、新興国*1の株式等を実質的な主要投資対象として運用*2を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

* 1 (略)

* 2 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)*4(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一(マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。)のものをいいます。

* 3 (略)

* 4 マザーファンドの名称は、平成27年5月29日より「GIMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」に変更される予定です。予定どおり変更された場合、以下の「JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」と記載してある箇所は、「GIMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」とお読み替えください。



中南米：

ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー

欧州：

チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、ギリシャ

アジア：

中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ

中東・アフリカ：

エジプト、南アフリカ、カタール、アラブ首長国連邦

M S C I エマージング・マーケット・インデックスの構成国(平成27年1月末現在)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

平成18年7月28日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

<訂正後>

平成18年7月28日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

平成27年5月29日 マザーファンドの名称変更(予定)

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(イ) (略)

(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

～ (略)

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（平成26年12月1日以降は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書）の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成26年8月末現在）

～ (略)

大株主の状況（平成26年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

(イ) (略)

(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

～ (略)

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成27年2月末現在）

～ (略)

大株主の状況（平成27年2月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

(1) 投資方針

(ロ) 投資態度

ポートフォリオ構築

<訂正前>

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（平成26年7月末時点の組入銘柄数は約70銘柄です。）。組入銘柄の見直しは随時行います。

<訂正後>

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（平成27年1月末時点の組入銘柄数は約80銘柄です。）。組入銘柄の見直しは随時行います。

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針（1）投資方針（口）投資態度」の末尾に以下の記載が追加されます。

<追加>

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」といいます。）は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。委託会社等は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。当該措置の詳細については、後記「3投資リスク（2）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

- ・ 委託会社等の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ
- ・ 当ファンドおよびマザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社等の関係会社である証券会社等に対する発注
- ・ マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社等またはその関係会社の役職員による売買等の取引
- ・ マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社等が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）
- ・ マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ
- ・ 委託会社等またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使
- ・ マザーファンドと、委託会社等が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）
- ・ 委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

（3）運用体制

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

<訂正前>

～（略）

（図略）

（注1）運用体制については、JPMIM社を含めた「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

～（略）

（図略）

（注1）運用体制については、JPMIM社を含めた「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（5）投資制限

<訂正前>

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

、（略）

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下 および において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B（略）

～（略）

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

、（略）

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下 において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

～（略）

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

（略）

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

<訂正後>

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

、（略）

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下 、および において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B（略）

～（略）

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（ に定める取引をいいます。）ならびに信託約款第21条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュースト・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

、（略）

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下「および」において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

～（略）

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（ に定める取引をいいます。）ならびにマザーファンド信託約款第17条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

（略）

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク （1）リスク要因」の末尾に以下の記載が追加されます。

<追加>

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

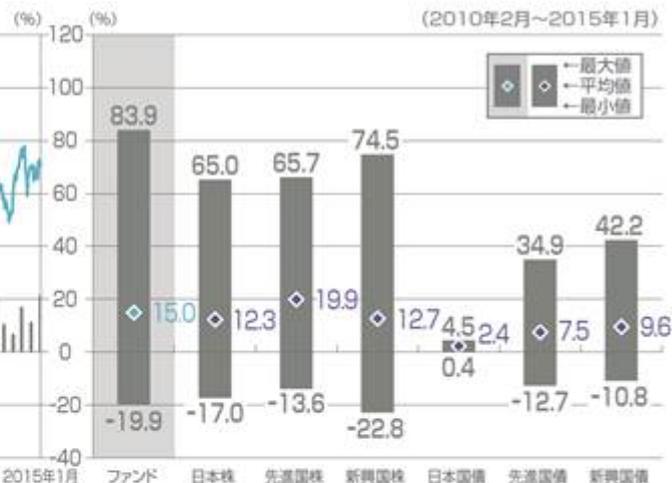
＜ファンドの基準価額・年間騰落率の推移＞

2010年2月～2015年1月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完全性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（２）投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

運用委託先におけるリスク管理

（略）

（平成26年6月末現在）

（略）

委託会社におけるリスク管理

（略）

為替ヘッジについてのリスク管理

（略）

<訂正後>

運用委託先におけるリスク管理

（略）

（平成26年12月末現在）

（略）

委託会社におけるリスク管理

（略）

為替ヘッジについてのリスク管理

（略）

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、投資者の換金に極力影響が生じないように管理します。

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細>

委託会社等が当ファンドまたはマザーファンドにおいて行うことがある、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細は以下のとおりです。

投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
委託会社等の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ	関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れにあたっては、社内規程等に基づき、原則として、関係会社である証券会社から購入せず、引受団に属する他の証券会社から購入することとしています。また、コンプライアンス部門は、組入れ後に組入れの事跡をモニタリングし、社内規程等に違反していないことを確認します。さらに、リスク管理部門が、組入銘柄が投資ガイドラインにおいて問題なく投資できるものであることを取引前・取引後においてモニタリングしています。

当ファンドおよびマザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社等の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、当ファンドおよびマザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社等またはその関係会社の役員による売買等の取引	委託会社等の役員による有価証券の売買等の取引は、社内規程に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役員取引の時期・銘柄が、マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社等が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ	委託会社等の役員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社等またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使	マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。
マザーファンドと、委託会社等が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程にしたがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

4 【手数料等及び税金】

(1) 申込手数料

< 訂正前 >

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.78%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（以下略）

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.78%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料*の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

（以下略）

（3）信託報酬等

<訂正前>

（略）

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分	委託会社	販売会社	受託会社
（純資産総額に対し）	年率0.972% （税抜0.90%）	年率0.972% （税抜0.90%）	年率0.108% （税抜0.10%）

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.50%）が含まれています。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

<訂正後>

（略）

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分	委託会社	販売会社	受託会社
（純資産総額に対し）	年率0.972% （税抜0.90%）	年率0.972% （税抜0.90%）	年率0.108% （税抜0.10%）
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬*（信託財産の純資産総額に対し年率0.50%）が含まれています。

* 投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) その他の手数料等

< 訂正前 >

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

～（略）

（略）

2. 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

< 訂正後 >

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）*ならびに外国為替取引にかかる費用*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

* 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

外貨建資産の保管費用*が実費でかかります。

* 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

～（略）

（略）

2. 監査費用*を信託財産で負担します。

* 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年8月末現在適用されるものです。

個別元本について

（略）

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成27年2月末現在適用されるものです。

個別元本について

（略）

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

（以下略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

（平成27年2月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,000,185,100	100.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,282,091	0.13
合計（純資産総額）		998,903,009	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成27年2月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	382,720,932	10.22
	ブラジル	361,499,689	9.65
	イギリス	249,475,910	6.66
	トルコ	114,567,096	3.06
	ポーランド	21,186,678	0.57
	香港	878,833,590	23.45
	タイ	145,828,674	3.89
	インドネシア	99,286,781	2.65

	韓国	512,523,913	13.68
	台湾	432,100,842	11.53
	インド	164,360,797	4.39
	カタール	25,351,027	0.68
	南アフリカ	256,810,202	6.86
	小計	3,644,546,131	97.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	101,678,358	2.71
合計(純資産総額)		3,746,224,489	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成27年2月20日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JPMエマージング株式マザーファンド (適格機関投資家専用)	502,832,990	1.8227	916,559,666	1.9891	1,000,185,100	100.13

(参考) JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成27年2月20日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	56,300	1,964.77	110,616,646	1,993.96	112,260,229	3.00
2	アメリカ	インド	株式	INFOSYS LTD-SP ADR	ソフトウェア・サービス	25,098	3,617.95	90,803,384	4,430.52	111,197,191	2.97
3	台湾	台湾	株式	MEDIA TEK INC	半導体・半導体製造装置	61,000	1,810.92	110,466,153	1,725.84	105,276,240	2.81
4	トルコ	トルコ	株式	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	128,240	749.21	96,079,909	748.70	96,014,185	2.56
5	イギリス	ロシア	株式	MAGNIT PJSC RETAILS FOOD-SPON GDR REGS	食品・生活必需品小売り	16,090	5,834.19	93,872,266	5,908.55	95,068,586	2.54
6	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	銀行	342,903	259.75	89,071,040	274.45	94,112,472	2.51
7	韓国	韓国	株式	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD	保険	2,967	30,672.81	91,006,245	28,346.59	84,104,362	2.25
8	台湾	台湾	株式	SILICONWARE PRECISION INDUSTRIES COMPANY	半導体・半導体製造装置	361,000	177.96	64,244,353	207.55	74,926,272	2.00
9	香港	中国	株式	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED-H	自動車・自動車部品	96,500	578.76	55,851,115	757.52	73,100,921	1.95
10	インド	インド	株式	TATA MOTORS LIMITED	自動車・自動車部品	61,631	984.45	60,672,771	1,112.74	68,579,371	1.83
11	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-GDR REG S	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	880	76,381.83	67,216,017	74,556.60	65,609,808	1.75
12	韓国	韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	2,752	26,026.32	71,624,456	23,685.40	65,182,221	1.74
13	タイ	タイ	株式	SIAM CEMENT PCL NVDR	素材	33,600	1,708.69	57,412,116	1,939.80	65,177,280	1.74
14	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	116,000	494.17	57,323,723	558.36	64,769,760	1.73
15	南アフリカ	南アフリカ	株式	MR PRICE GROUP LIMITED	小売	23,717	2,278.05	54,028,635	2,674.40	63,428,920	1.69
16	南アフリカ	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	28,700	2,283.39	65,533,428	2,167.99	62,221,353	1.66

17	アメリカ	パナマ	株式	COPA HOLDINGS SA-CLASS A	運輸	4,490	13,801.10	61,966,980	13,715.55	61,582,846	1.64
18	イギリス	ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	10,768	5,968.76	64,271,662	5,688.81	61,257,122	1.64
19	イギリス	中国	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	34,120	1,718.24	58,626,680	1,776.20	60,604,113	1.62
20	香港	中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	銀行	694,000	83.37	57,865,584	87.18	60,508,472	1.62
21	台湾	台湾	株式	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	各種金融	299,000	187.91	56,187,380	201.16	60,146,840	1.61
22	アメリカ	ペラルーシ	株式	EPAM SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	9,020	5,091.58	45,926,063	6,657.69	60,052,364	1.60
23	香港	中国	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産	166,000	357.09	59,277,884	360.72	59,880,350	1.60
24	ブラジル	ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	59,140	1,088.82	64,393,187	1,011.25	59,805,650	1.60
25	南アフリカ	南アフリカ	株式	BIDVEST GROUP LIMITED	資本財	17,740	3,103.23	55,051,424	3,365.31	59,700,743	1.59
26	韓国	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	11,780	5,000.14	58,901,687	5,035.17	59,314,420	1.58
27	ブラジル	ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	77,621	696.86	54,091,372	757.50	58,798,466	1.57
28	ブラジル	ブラジル	株式	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PRF	公益事業	109,143	601.83	65,685,806	512.06	55,888,299	1.49
29	アメリカ	韓国	株式	SK TELECOM CO LTD-ADR	電気通信サービス	16,046	3,208.31	51,480,544	3,482.48	55,879,938	1.49
30	台湾	台湾	株式	ASUSTEK COMPUTER INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	45,000	1,220.04	54,902,042	1,220.12	54,905,400	1.47

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

（平成27年2月20日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.13

（参考）JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成27年2月20日現在）

種類	国内/外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	3.65
		素材	4.93
		資本財	2.18
		運輸	2.60
		自動車・自動車部品	10.32
		耐久消費財・アパレル	2.57
		消費者サービス	2.74
		メディア	1.43
		小売	2.78
		食品・生活必需品小売り	4.61

	食品・飲料・タバコ	2.07
	ヘルスケア機器・サービス	0.47
	銀行	16.28
	各種金融	1.61
	保険	3.37
	不動産	1.60
	ソフトウェア・サービス	11.91
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.93
	電気通信サービス	5.26
	公益事業	2.48
	半導体・半導体製造装置	8.50
合計		97.29

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成27年2月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成19年7月26日)	2,233	2,233	1.7496	1.7496
2期	(平成20年7月28日)	2,178	2,178	1.4292	1.4292
3期	(平成21年7月27日)	1,129	1,129	0.8830	0.8830
4期	(平成22年7月26日)	2,149	2,149	1.0768	1.0768
5期	(平成23年7月26日)	1,760	1,760	1.1527	1.1527
6期	(平成24年7月26日)	1,121	1,121	0.9948	0.9948
7期	(平成25年7月26日)	1,095	1,095	1.3728	1.3728
8期	(平成26年7月28日)	1,008	1,008	1.5791	1.5791
	平成26年2月末日	885	-	1.4277	-
	平成26年3月末日	885	-	1.4483	-
	平成26年4月末日	887	-	1.4669	-
	平成26年5月末日	924	-	1.5160	-
	平成26年6月末日	957	-	1.5161	-
	平成26年7月末日	1,015	-	1.6010	-
	平成26年8月末日	1,149	-	1.6150	-
	平成26年9月末日	1,321	-	1.5732	-
	平成26年10月末日	1,016	-	1.6045	-
	平成26年11月末日	1,088	-	1.7675	-
	平成26年12月末日	970	-	1.7083	-
	平成27年1月末日	977	-	1.7016	-
	平成27年2月20日	998	-	1.7217	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期(中間期)	0.0000

収益率の推移

期	収益率(%)
---	--------

1期	75.0
2期	18.3
3期	38.2
4期	21.9
5期	7.0
6期	13.7
7期	38.0
8期	15.0
9期（中間期）	9.1

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	2,157,337,089	880,955,086	1,276,382,003
2期	1,334,140,884	1,086,393,304	1,524,129,583
3期	477,881,635	722,900,029	1,279,111,189
4期	1,563,145,375	846,378,471	1,995,878,093
5期	601,828,574	1,069,998,848	1,527,707,819
6期	423,695,578	823,804,049	1,127,599,348
7期	296,312,265	626,221,926	797,689,687
8期	182,010,746	341,231,162	638,469,271
9期（中間期）	327,872,279	390,192,904	576,148,646

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2015年2月20日	設定日	2006年7月28日
純資産総額	998百万円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
4期	2010年7月	0
5期	2011年7月	0
6期	2012年7月	0
7期	2013年7月	0
8期	2014年7月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	26.2%
韓国	15.2%
台湾	11.5%
ブラジル	9.6%
インド	7.4%
その他	27.5%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
香港ドル	23.5%
米ドル	17.0%
韓国ウォン	11.9%
新台幣ドル	11.5%
ブラジルレアル	9.6%
その他	23.9%

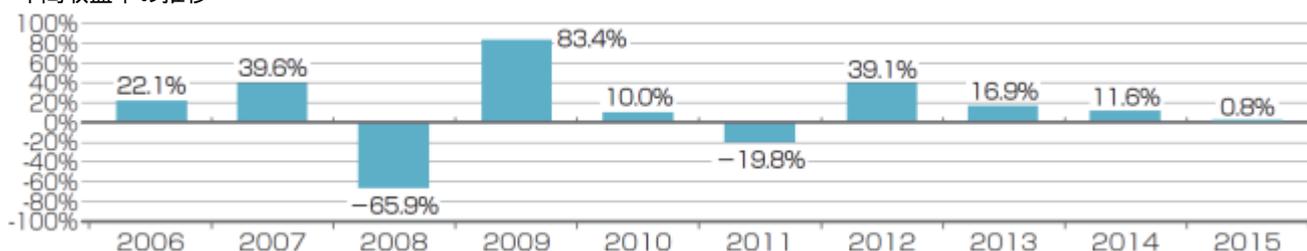
業種別構成状況

業種	投資比率 2
銀行	16.3%
ソフトウェア・サービス	11.9%
自動車・自動車部品	10.3%
半導体・半導体製造装置	8.5%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.9%
その他	44.5%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国 ^{*1}	通貨	業種	投資比率 ^{*2}
1	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	3.0%
2	インフォシス	インド	米ドル	ソフトウェア・サービス	3.0%
3	聯発科技	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	2.8%
4	ハルク銀行	トルコ	トルコ・リラ	銀行	2.6%
5	マグニト	ロシア	米ドル	食品・生活必需品小売り	2.5%
6	招商銀行	中国	香港ドル	銀行	2.5%
7	三星火災海上保険	韓国	韓国ウォン	保険	2.2%
8	硅品精密工業	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	2.0%
9	長城汽車	中国	香港ドル	自動車・自動車部品	2.0%
10	タタ・モーターズ	インド	インドルピー	自動車・自動車部品	1.8%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

* 2006年の年間収益率は設定日から年末営業日、2015年の年間収益率は前年末営業日から2015年2月20日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPMエマージング株式ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

1 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。

2 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込取扱場所

<訂正前>

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

<訂正後>

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1) 資産の評価

<訂正前>

（略）

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

<訂正後>

（略）

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

(5) その他

運用報告書

<訂正前>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。

平成26年12月1日以降は、以下のとおりとなります。

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみ

を記載した交付運用報告書を作成のうえ、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

<訂正後>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成25年7月27日から平成26年7月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

< 訂正後 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成25年7月27日から平成26年7月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成26年7月29日から平成27年1月28日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

< 追加 >

中間財務諸表

【JPMエマージング株式ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成26年7月28日現在)	当中間計算期間末 (平成27年1月28日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,017,589,134	1,003,948,156
未収入金	43,685,841	1,697,625
流動資産合計	1,061,274,975	1,005,645,781
資産合計	1,061,274,975	1,005,645,781
負債の部		
流動負債		
未払解約金	43,685,841	1,697,625
未払受託者報酬	489,832	598,265
未払委託者報酬	8,816,849	10,768,741
その他未払費用	97,900	119,597
流動負債合計	53,090,422	13,184,228
負債合計	53,090,422	13,184,228
純資産の部		
元本等		
元本	1,638,469,271	1,576,148,646
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	369,715,282	416,312,907
(分配準備積立金)	209,653,639	122,366,999
元本等合計	1,008,184,553	992,461,553
純資産合計	1,008,184,553	992,461,553
負債純資産合計	1,061,274,975	1,005,645,781

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 平成25年7月27日 至 平成26年1月26日)	当中間計算期間 (自 平成26年7月29日 至 平成27年1月28日)
営業収益		
有価証券売買等損益	72,462,134	80,328,436
営業収益合計	72,462,134	80,328,436
営業費用		
受託者報酬	538,497	598,265
委託者報酬	19,692,774	10,768,741
その他費用	107,642	119,597
営業費用合計	10,338,913	11,486,603
営業利益	62,123,221	68,841,833
経常利益	62,123,221	68,841,833
中間純利益	62,123,221	68,841,833
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	14,629,869	4,797,589
期首剰余金又は期首欠損金 ()	297,372,277	369,715,282
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,146,694	198,858,904
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,146,694	198,858,904
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,386,121	225,900,701
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	84,386,121	225,900,701
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	286,626,202	416,312,907

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	中間計算期間末日の取扱い 平成26年7月26日および平成26年7月27日が休日のため、信託約款第40条により、第8期計算期間末日を平成26年7月28日としており、当中間計算期間末日を平成27年1月28日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (平成26年7月28日現在)	当中間計算期間末 (平成27年1月28日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	797,689,687円	638,469,271円
期中追加設定元本額	182,010,746円	327,872,279円
期中一部解約元本額	341,231,162円	390,192,904円
受益権の総数	638,469,271口	576,148,646口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.5791円 (15,791円)	1.7226円 (17,226円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1．中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成26年7月28日現在)	(平成27年1月28日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		50,535,192	179,124,082
コール・ローン		15,391,028	317,866,134
株式		2,104,516,947	3,034,526,867
派生商品評価勘定		45,744	680,223
未収入金		16,170,307	76,198,678
未収配当金		13,579,215	2,650,251
未収利息		8	174
流動資産合計		2,200,238,441	3,611,046,409
資産合計		2,200,238,441	3,611,046,409
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		3,187	213,917
未払金		10,642,544	286,563,561
未払解約金		44,686,184	9,495,003
流動負債合計		55,331,915	296,272,481
負債合計		55,331,915	296,272,481
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,185,228,733	1,667,625,162
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		959,677,793	1,647,148,766
元本等合計		2,144,906,526	3,314,773,928
純資産合計		2,144,906,526	3,314,773,928
負債純資産合計		2,200,238,441	3,611,046,409

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式およびオプション証券等 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成26年7月28日現在)	(平成27年1月28日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	1,576,326,391円	1,185,228,733円
期中追加設定元本額	177,413,565円	927,127,856円
期中解約元本額	568,511,223円	444,731,427円
元本の内訳（注）		
JPMEマージング株式ファンド	562,297,140円	505,080,322円
JPMEマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	331,847,942円	268,428,453円
JPMEマージング株式ファンド（毎月決算型）	290,310,237円	253,270,606円
JPM資産分散ファンド	773,414円	836,662円
JPME/FOFs用新興国株F（適格機関投資家限定）	- 円	640,009,119円
合計	1,185,228,733円	1,667,625,162円
受益権の総数	1,185,228,733口	1,667,625,162口
1口当たりの純資産額 （1万口当たりの純資産額）	1.8097円 (18,097円)	1.9877円 (19,877円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成26年7月28日現在）				（平成27年1月28日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引								
	買建								
	アメリカドル	4,063,786	-	4,061,423	2,363	207,092,664	-	207,446,384	353,720
	ブラジルリアル	-	-	-	-	7,668,021	-	7,698,926	30,905
	英ポンド	-	-	-	-	2,354,810	-	2,335,119	19,691
	ポーランドズロチ	-	-	-	-	1,761,373	-	1,753,377	7,996
	香港ドル	-	-	-	-	17,341,896	-	17,223,563	118,333
	売建								
	アメリカドル	37,000,000	-	36,956,427	43,573	29,126,100	-	28,976,341	149,759
	トルコ・リラ	903,140	-	902,768	372	-	-	-	-
	香港ドル	2,363,633	-	2,361,834	1,799	-	-	-	-
タイバーツ	-	-	-	-	7,092,664	-	7,014,722	77,942	
南アフリカランド	797,013	-	797,837	824	-	-	-	-	
合計		45,127,572	-	45,080,289	42,557	272,437,528	-	272,448,432	466,306

（注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- （2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

< 訂正前 >

(平成26年8月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	<u>1,127,794,671</u>	円
負債総額	<u>4,349,585</u>	円
純資産総額(-)	<u>1,123,445,086</u>	円
発行済口数	<u>701,952,212</u>	口
1口当たり純資産額(/)	<u>1.6005</u>	円

(参考) J P M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年8月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	<u>2,262,761,996</u>	円
負債総額	<u>24,057,119</u>	円
純資産総額(-)	<u>2,238,704,877</u>	円
発行済口数	<u>1,219,047,878</u>	口
1口当たり純資産額(/)	<u>1.8364</u>	円

< 訂正後 >

(平成27年2月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	<u>1,003,034,344</u>	円
負債総額	<u>4,131,335</u>	円
純資産総額(-)	<u>998,903,009</u>	円
発行済口数	<u>580,187,139</u>	口
1口当たり純資産額(/)	<u>1.7217</u>	円

(参考) J P M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成27年2月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	<u>3,771,884,631</u>	円
負債総額	<u>25,660,142</u>	円
純資産総額(-)	<u>3,746,224,489</u>	円
発行済口数	<u>1,883,374,212</u>	口
1口当たり純資産額(/)	<u>1.9891</u>	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成26年8月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）～（ハ）（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成27年2月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）～（ハ）（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成27年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年8月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	69	894,043
公募単位型株式投資信託	4	14,152
公募追加型債券投資信託	2	374,566
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	977,784
総合計	137	2,260,545
親投資信託	61	-

（注）百万円未満は四捨五入

<訂正後>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成27年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	71	757,684

公募単位型株式投資信託	1	2,676
公募追加型債券投資信託	1	281,878
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	64	1,278,072
総合計	137	2,320,310
親投資信託	62	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第25期中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

< 追加 >

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,882,204	
有価証券			7,113,715	
前払費用			55,697	
未収入金			110,485	
未収委託者報酬			4,138,178	
未収収益			2,516,175	
関係会社短期貸付金			2,749,000	
繰延税金資産			611,153	
その他			6,232	
流動資産計			21,182,843	97.6
固定資産				
投資その他の資産			515,935	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		21,747		
長期預け金		231,748		
敷金保証金		27,519		
繰延税金資産		126,742		
前払年金費用		9,857		
その他		38,319		
固定資産計			515,935	2.4
資産合計			21,698,779	100.0

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			112,242	
未払金			3,111,311	
未払手数料		1,986,415		
その他未払金	1	1,124,896		
未払費用			723,530	
未払法人税等			1,013,177	
賞与引当金			1,176,120	
流動負債計			6,136,382	28.3
固定負債				
長期未払金			242,176	
賞与引当金			572,927	
役員賞与引当金			154,823	
固定負債計			969,927	4.5
負債合計			7,106,309	32.7

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,374,638	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,340,961		
株主資本計			14,592,638	67.3
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			168	
評価・換算差額等計			168	0.0
純資産合計			14,592,469	67.3
負債・純資産合計			21,698,779	100.0

(2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,123,902	
運用受託報酬			3,495,885	
業務受託報酬			763,622	
その他			81,811	
営業収益計			12,465,222	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,432,252	
支払手数料		3,762,883		
調査費		1,303,533		
その他営業費用		365,835		
一般管理費			5,354,228	
営業費用・一般管理費計			10,786,481	86.5
営業利益			1,678,740	13.5
営業外収益	1	113,187		
営業外収益計			113,187	0.9
営業外費用	2	10,268		
営業外費用計			10,268	0.1
経常利益			1,781,660	14.3
税引前中間純利益			1,781,660	14.3
法人税、住民税及び事業税			995,832	8.0
法人税等調整額			284,512	2.3
中間純利益			1,070,340	8.6

重要な会計方針

項目	第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年9月30日）	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）	
1	営業外収益のうち主要なもの（千円） 投資有価証券売却益 90,954
2	営業外費用のうち主要なもの（千円） 為替差損 10,168

（リース取引関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	534,002 千円
1年超	306,891 千円
合計	840,893 千円

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,882,204	3,882,204	-
(2) 有価証券	7,113,715	7,113,715	-
(3) 未収委託者報酬	4,138,178	4,138,178	-
(4) 未収収益	2,516,175	2,516,175	-
(5) 関係会社短期貸付金	2,749,000	2,749,000	-
(6) 投資有価証券	21,747	21,747	-
(7) 長期預け金	231,748	231,523	224
資産計	20,652,770	20,652,546	224
(1) 未払手数料	1,986,415	1,986,415	-
(2) その他未払金	1,124,896	1,124,896	-
(3) 未払費用	723,530	723,530	-
(4) 長期未払金	242,176	241,962	213
負債計	4,077,018	4,076,805	213

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

1．関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	21,747	22,010	262
合計		21,747	22,010	262

(注) 有価証券（中間貸借対照表計上額 7,113,715千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,123,902	3,495,885	763,622	81,811	12,465,222

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,511,536	1,953,685	12,465,222

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第25期中間会計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）	
1株当たり純資産額	259,352円52銭
1株当たり中間純利益金額	19,023円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,070,340千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,070,340千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末現在）

(略)

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
(略)		

(3) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
(略)		

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成26年9月末現在）

(略)

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
(略)		

(3) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
(略)		

2【関係業務の概要】

(2) 販売会社

<訂正前>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（平成26年12月1日以降は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書）の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

<訂正後>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年3月18日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMエマージング株式ファンドの平成26年7月29日から平成27年1月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMエマージング株式ファンドの平成27年1月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年7月29日から平成27年1月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。